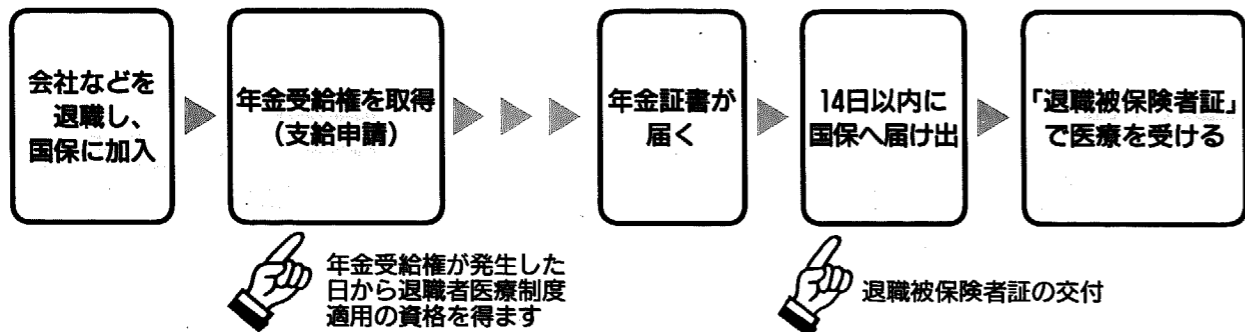


70 国民健康保険係からのお知らせ 退職者医療制度の届け出はお済ですか？

国民健康保険の加入者で、長い間、会社や役所に勤め、厚生年金保険や共済組合、船員保険などから年金を受けている人とその家族は、70歳になって「老人保健制度」に移る、まで「退職者医療制度」で医療を受けることになります。



●退職者医療制度に該当する人

退職者本人となる人



- ①国民健康保険に加入している（または、これから加入する）。
- ②70歳未満の人。
- ③厚生年金、共済年金などの老齢（退職）年金・通算老齢（退職）年金・老齢厚生年金・退職共済年金をもらっている。
- ④厚生年金、共済年金などの加入期間の合計が20年以上あるか、または40歳以降10年以上ある。（ただし国民年金は除きます）。また、船員年金の場合は15年以上の加入期間がある人が該当します。

注 上記、③・④に該当のある人が年金をもらえる年齢に達して、現時点で障害年金や遺族年金をもらっている人も退職者本人に該当します。
この場合、社会保険事務所等からの「期間証明書」を役場へ提出していただくことになります。

扶養家族となる人



- 退職被保険者と生活をともにし、おもに退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。
- ①退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等内の親族、または配偶者の父母と子。
 - ②国保の加入者で、老人保健法の適用を受けていない人。
 - ③年間の収入が130万円未満であること（60歳以上の高齢者、または障害者の場合は年収180万円未満）。

注 退職者本人が……

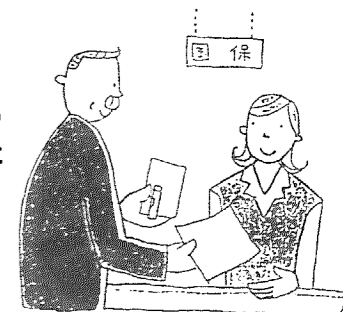
- 70歳（寝たきりの人は65歳）になって老人保健の適用を受けるようになった時
- 死亡した時

扶養家族は国保の一般の資格になります。

療制度の届け出はお済ですか？

●退職者医療制度加入の届け出

該当する方は、年金証書が届いてから（または、任意継続保険等をやめてから）14日以内に国保の窓口へ次のものを持参のうえ、届け出をして、一般の国保とは違う「国民健康保険退職被保険者証」の交付を受けてください。



届け出に必要なもの ①年金証書 ②保険証 ③印かん

退職者医療制度でお医者さんにかかるとき

退職被保険者本人	外来、入院ともに2割
扶養家族	外来3割、入院2割

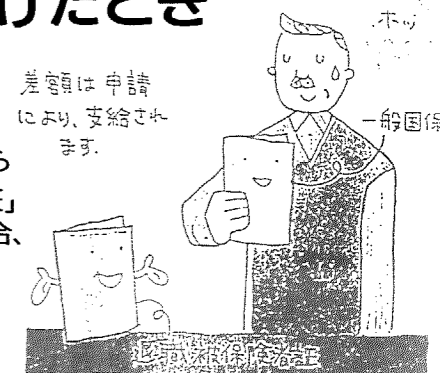


年金証書が届くまでに診療を受けたとき

「特例療養費の支給」

社会保険庁や共済組合に年金の支給申請をすると、年金証書が送られてくるまでに2～3ヶ月かかります。そのため、「退職被保険者証」を受け取るまでに、やむを得ず一般の国保の保険証で受診した場合、申請によりあとで差額分（本人は1割、被扶養者は入院のみ1割）が特例療養費として支給されます。

*すでに高額療養費が支給済の場合は除く。



申請に必要なもの ①特例療養費支給申請書 ②支払った医療費の領収書 ③印かん

(国民健康保険係の窓口にあります。)

お問い合わせ先
保健衛生課・国民健康保険係 ☎82-5714

